２０１５年６月１６日

辰巳ダム裁判原告及び支える会各位

原告団長　碇山洋

**――「辰巳ダム裁判控訴審最終口頭弁論」のご案内――**

平成２０年５月に提訴、平成２６年６月６日に控訴した辰巳ダム裁判も最終段階を迎えています。なにかと忙しい日々をお過ごしと思いますが、辰巳ダム裁判の最終口頭弁論が名古屋高等裁判所金沢支部（地裁と同じ場所）で行われますので、いままで同様にお出かけくださるようにお願い致します。

**平成２７年７月６日（月）１４時３０分～１５時３０分**

　治水に関して、被控訴人の第１準備書面に対する反論を提出します。

碇山団長が控訴人を代表して、**意見陳述**を行います。

【これまでの経過】

平成26年5月26日　 １審判決言い渡し

平成26年6月6日　 控訴状の提出

平成26年10月15日　控訴審第１回口頭弁論（意見陳述と控訴理由書（１）の提出）

平成26年12月24日　控訴審第２回口頭弁論（控訴理由書（２）の提出）

平成2７年4月20日 控訴審第３回口頭弁論（被控訴人　第１準備書面の提出）

【今後の予定】

判決言い渡しは数ヶ月後になるとのことです。

【反論と意見陳述のポイント】

地方裁判所の判断を一言で表現すると、過大であろうが住民の安全に役に立つのであればいいではないか、ということです。これに対する反論が不十分でした。安全はただではない、過度の安全は過重の住民負担となるのだ、という点について反論します。

一審判決では、基本高水ピーク流量が過大であることが明白であるにもかかわらず、実効的な検証もないまま、被告が合理的であるとして、原告の主張が棄却されました。

自然災害に強い、安全安心な社会のインフラ整備において、公的な財政の資源配分でバランスを考慮しながら、治水のレベルを１００年確率にしようということを決めてスタートしながら、一桁異なる千年確率に近いレベルになっています。安全はただではありません。安全ならば、無限にお金を費やしてもいいというわけでもありません。

新基準でも規定されている「経済合理性」についての観点を付け加えなければなりません。

基本高水にもとづいて造られる施設の「経済合理性」は、費用よりも便益が大きい、便益を費用で割り算した値である「費用対効果」が１．０以上であることが求められています。

石川県は、辰巳ダムの費用対効果は、３倍以上であると試算しました。

ところが、平成１４年末までの２５年間の流量観測記録による流量確率評価で求めた確率規模を石川県作成の計算表にあてはめると、費用対効果は、０．５倍にしかなりません。辰巳ダムを造ることで、治水上で得られる利益が３倍以上もプラスと考えていたものが、実はマイナスで、結局、**辰巳ダム建設による得られる利益もマイナス**、失われる利益もマイナス、後世への負の遺産以外のなにものでもないということです。